



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤクルト本社  
代表者名 代表取締役社長 根岸 孝成  
(コード：2267 東証第1部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業の展開に備えて、事業目的を追加するとともに、現行の法令に則った表記の一部変更を行うものであります。
- (2) 天災その他不測の事態に備え、株主総会の開催場所の確保の観点から、株主総会の開催場所の制限を外すとともに、条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、定款変更案第 26 条（取締役の責任免除）および第 34 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款変更案第 26 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案
第 1 条 [条文省略]	第 1 条 [現行どおり]
第 2 条 (目的) [条文省略]	第 2 条 (目的) [現行どおり]
(1) [条文省略]	(1) [現行どおり]
①～③ [条文省略]	①～③ [現行どおり]
④ 化粧品、医薬品、医薬部外品、 <u>医療用機械器具、医療用具、介護用品、動物用医薬品、工業薬品、試薬、酵素、食品添加物、飼料添加物</u> およびその原材料	④ 化粧品、 <u>日用雑貨品</u> 、 <u>医薬品</u> 、 <u>医薬部外品</u> 、 <u>医療機器</u> 、 <u>介護用品</u> 、 <u>動物用医薬品</u> 、 <u>工業薬品</u> 、 <u>試薬</u> 、 <u>酵素</u> 、 <u>食品添加物</u> 、 <u>飼料添加物</u> およびその原材料
⑤～⑦ [条文省略]	⑤～⑦ [現行どおり]

<p>(2)～(7) [条文省略]</p> <p>第3条          〔 〕 [条文省略]</p> <p>第12条</p> <p>第13条 (開催場所)  <u>当社は、本店所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。</u></p> <p>第14条          〔 〕 [条文省略]</p> <p>第26条</p> <p>第27条 (取締役の責任免除)          1 〔 〕 [条文省略]          2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第28条          〔 〕 [条文省略]</p> <p>第34条</p> <p>第35条 (監査役の責任免除)          1 〔 〕 [条文省略]          2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条          〔 〕 [条文省略]</p> <p>第40条</p>	<p>(2)～(7) [現行どおり]</p> <p>第3条          〔 〕 [現行どおり]</p> <p>第12条          [削除]</p> <p>第13条          〔 〕 [現行どおり]</p> <p>第25条</p> <p>第26条 (取締役の責任免除)          1 〔 〕 [現行どおり]          2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条          〔 〕 [現行どおり]</p> <p>第33条</p> <p>第34条 (監査役の責任免除)          1 〔 〕 [現行どおり]          2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第35条          〔 〕 [現行どおり]</p> <p>第39条</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日(水)  
 定款変更の効力発生日(予定) 平成27年6月24日(水)

以上

〔この件に関するお問合せ先〕

広報室(担当:木村、佐々木、村山、丸山)

電話 03-3574-8920